

## 山口市優良建築物等整備事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市街地の環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等に資するため、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優良建築物等の整備を行う事業に対して、事業費の一部を補助することにより、良好な市街地環境の形成及び市街地の活性化に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 優良建築物等整備事業 優良建築物等整備事業制度要綱（平成6年建設省住街発第63号。以下「制度要綱」という。）、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号。以下「交付金要綱」という。）附属第Ⅱ編優良建築物等整備事業及び別表に定める要件を満たす事業をいう。

(2) 施行者 優良建築物等整備事業を施行する者であって、施行区域内の宅地又は建築物について権利を有する複数の者により組織された団体をいう。

### (補助の対象区域)

第3条 この補助金の対象区域は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第9条第1項に基づく山口市中心市街地活性化基本計画（平成19年5月28日付け内閣総理大臣認定）の区域内で、別対象区域図で示した県道山口秋穂線又は市道道祖町旭通り一丁目線に接した敷地とそれと連続する敷地をあわせた区域とする。

### (補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、交付金要綱の交付対象事業で、市街地再開発事業等補助要領（昭和62年建設省住街発第47号。）第5第3項に定める経費（ただし、消費税相当額は除く。）とする。

2 前項に規定する補助対象の範囲は、住宅局所管事業関連共同施設整備等補助要領等細目（平成12年建設省住備発第42号、住整発第27号、住防発第19号、住街発第29号、住市発第12号。）に規定するところによる。

### (補助金の額)

第5条 市の補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の3分の2以内とする。

2 市長は、施行者に対し、補助事業の施行に必要な費用について、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助金の交付の申請)

第6条 この要綱に基づき補助金の交付を受けようとする施行者は（以下「申請者」という。）、優良建築物等整備事業補助金交付申請書（様式第1号）を作成し、必要書類を添付して市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第7条 市長は、前条の補助金交付申請書を受理した場合は、これを審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を優良建築物等整備事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付を決定しようとする場合において、必要があるときは、当該補助金の交付について、条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第8条 前条の補助金の交付の決定を受けた施行者（以下「補助事業者」という。）は、その補助金の交付の決定又はこれに付された条件に不服があるときは、当該補助金交付決定通知書を受理した日から起算して15日以内に補助金交付申請書の取下げをすることができる。

2 前項の補助金交付申請書の取下げがあった場合は、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(補助金の経理等)

第9条 補助事業者は、当該補助事業に係る市の補助金について経理を明らかにした書類及び帳簿を作成し、事業の完了後5年間保存しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業等における残存物件の取扱いについて（昭和34年建設省会発第74号）第1項第1号及び第2号に規定する備品を購入した場合は、台帳を作成し、当該備品の名称、購入年月日、数量、価格、購入先等を明らかにしておかなければならない。

(経費の配分の変更等)

第10条 補助事業者は、第4条第1項に規定する経費の配分の変更を行う場合は、優良建築物等整備事業補助金の経費の配分変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(事業内容等の変更)

第11条 補助事業者は、補助金の額の変更を伴わないで、かつ、次の各号に掲げる事業内容を変更しようとする場合は、優良建築物等整備事業の事業内容変更承認申請書(様式第4号)を提出し、市長の承認を受けなければならない。

(1) 工事施行箇所の変更で工事の重要な部分に関するもの

(2) 施設の構造及び工法の変更のうち工事の重要な部分に関するもの並びに規模の変更で、工事の程度を著しく変更するもの

(3) 前2号に掲げる事業の内容以外の内容で市長が特に認めたもの

2 補助事業者は、前項の事業の内容の変更に伴い補助金の額を変更しようとするときは、優良建築物等整備事業補助金交付変更申請書(様式第5号)を提出し、市長の承認を受けなければならない。

3 補助事業者は、第7条第1項の補助金交付決定通知書に記された期日までに当該補助事業が完了しないときは、速やかに、優良建築物等整備事業の完了期日変更報告書(様式第6号)を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(事業の中止又は廃止)

第12条 補助事業者は、第7条第1項の規定による補助金の交付の決定後において、当該補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、優良建築物等整備事業中止(廃止)承認申請書(様式第7号)を提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(事業の遂行)

第13条 補助事業者は、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって事業を行わなければならない。

2 補助事業者は、当該補助事業の遂行状況について、毎会計年度各四半期(第4四半期を除く。)ごとに事業遂行状況の報告を行うものとする。また、必要に応じて、優良建築物等整備事業遂行状況報告書(様式第8号)を、それぞれ当該期間経過後5日までに市長に提出するものとする。

(実地検査及び遂行命令等)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し必要な指示を行い、もしくは報告を求め、又は職員に対し当該補助事業の施行区域、関係書類等を実地に検査させ、もしくは必要な指示をすることができる。

2 市長は、補助事業者が提出する前条の報告書又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定に基づく調査又は報告により、当該補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業を遂行していないと認めるときは、当該補助事業者に対し、期日を指定し、これに従って補助事業を遂行すべきことを命じることができる。

3 市長は、補助事業者が前項の命令に違反したときは、当該補助事業者に対し、事業の遂行の一時停止を命じることができる。

（事業完了実績報告書）

第15条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。以下同じ。）は、優良建築物等整備事業完了実績報告書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の書類の提出期限は、当該補助事業の完了の日（廃止の承認を受けた日を含む。以下同じ。）から起算して10日を経過した日又は補助金の交付の決定を受けた日が属する市の会計年度の3月31日のいずれか早い日とする。

3 補助事業者は、当該補助事業が翌年度にわたる場合は、当該補助金の交付の決定に係る市の会計年度の翌年度の4月20日までに優良建築物等整備事業年度終了実績報告書（様式第10号）を、市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第16条 市長は、前条第1項の事業完了実績報告書の内容の審査又は必要に応じて行う現地調査等により、当該補助事業が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、優良建築物等整備事業補助金額確定通知書（様式第11号）により補助事業者に通知するものとする。

（交付の決定の取消し）

第17条 市長は、補助事業者が補助金を他の用途へ使用し、又は第7条第1項の補助金交付決定通知書による補助金の交付の決定の内容もしくはこれに付した条件その他関連法令もしくはこれに基づく市長の処分違反したときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。補助金の額の確定があった後においても、同様とする。

（補助金の返還）

第18条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

2 市長は、第16条の規定により補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

3 市長は、前2項の場合には、補助金を返還すべき旨を、優良建築物等整備事業補助金返還命令書（様式第12号）により補助事業者に通知しなければならない。

4 第1項又は第2項の補助金の返還の期限は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消す旨を通知した日又は補助金の額の確定を通知した日から起算して15日とする。

（是正のための措置）

第19条 市長は、第16条に規定する審査又は検査の結果、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、期限を指定してこれらに適合させるための措置を補助事業者に命じることができる。

（補助金の交付）

第20条 市長は、第16条の規定により補助金の額を確定したときは、補助事業者からの優良建築物等整備事業補助金請求書（様式第13号）に基づき補助金を交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が事業の施行上特に必要があると認めた場合、補助事業者は補助金の額の確定前に、概算払を請求することができるものとする。

3 補助事業者は、前項の請求をする場合に、優良建築物等整備事業補助金概算払申請書（様式第14号）に第1項に規定する補助金請求書を添えて申請するものとする。

（財産処分の制限）

第21条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、又は担保に供してはならない。

（その他）

第 2 2 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。